

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日)
に当たるときは、
その翌日

目 次

- ◇ 告 示 被爆者一般疾病医療機関の指定（健康対策課）
被爆者一般疾病医療機関の名称等の変更（ 〃 ）
保安林の指定の解除予定（森林保全課）
普通母樹林の指定の解除（ 〃 ）
都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧（ 〃 ）
収入証紙の小売りさばき人の指定の廃止（会計課）
収入証紙の小売りさばき人の届出事項の変更（ 〃 ）
- ◇ 選管告示 政治団体の設立の届出
政治団体からの届出事項に異動があった旨の届出
政治団体の解散の届出
政治団体の収支に関する報告書の要旨
生産事業者講習会の開催（森林保全課）
- ◇ 正 誤 平成八年九月十三日付鳥取県告示第六百三十六号中訂正

告 示

鳥取県告示第七百八十二号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第十七号）第十九条第一

項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成七年厚生省令第三十三号）第二十五条において準用する同令第十五条の規定により告示する。

平成八年十一月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人社団中村歯科クリニック	鳥取市戎町四五三	平成八年十月八日
ひかり調剤薬局	倉吉市東巖城町五六	平成八年十月一日
うさぎ調剤薬局	米子市中町八三	〃

鳥取県告示第七百八十三号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成七年厚生省令第三十三号）第二十五条において準用する同令第十七条第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関から次のとおり名称又は所在地を変更した旨の届出があったので、同令第二十五条において準用する同令第十七条第二項の規定により告示する。

平成八年十一月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届出医療機関	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
米子市加茂町二丁目二七 佐古眼科医院	所在地	米子市加茂町二丁目二六	米子市加茂町二丁目二七	平成八年十月十四日
米子市角盤町一丁目六三―二 中尾耳鼻咽喉科医院	〃	米子市角盤町一丁目六三―六	米子市角盤町一丁目六三―二	平成八年十一月二十六日
鳥取市湯所町二丁目二三―一 清水歯科クリニック	名称	清水歯科医院	清水歯科クリニック	平成八年十月一日

鳥取県告示第七百八十四号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成八年十一月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
倉吉市櫻字山ケ市二二五の二（次の図に示す部分に限る。）
 - 二 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
 - 三 解除の理由
農道用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七百八十五号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第九条第一項の規定に基づき、普通母樹林の指定を解除したので、同条第四項において準用する同法第五条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成八年十一月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

指定番号	指定解除年月日	樹種	所在場所	本数（本）	面積（ヘクタール）	所有者の住所及び氏名
四十六―二十六	平成八年十一月二十九日	クロマツ アカマツ	西伯郡大山町宮内六九五―三	一六 四三九	〇・〇二 〇・六三	西伯郡大山町宮内一五九美谷晴夫

鳥取県告示第七百八十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定に基づき、日吉津村から、都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成八年十一月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 都市計画の種類及び名称
米子境港都市計画集落地区計画
- 二 縦覧場所

鳥取県土木部都市計画課 鳥取市東町一丁目二二〇

鳥取県告示第七百八十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、鳥取市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成八年十一月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 都市計画の種類及び名称
鳥取都市計画公園
- 二 縦覧場所

鳥取県土木部都市計画課 鳥取市東町一丁目二二〇

鳥取県告示第七百八十八号

次のとおり鳥取県収入証紙の小売りさばき人の指定を廃止したので、告示する。

平成八年十一月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

廃止年月日	住 所	名 称
平成八年九月二十六日	米子市明治町一〇〇	鳥取県農業協同組合連合会米子支所
〃	鳥取市卯垣三丁目五一五	太田勘市
平成八年九月二十七日	東伯郡東伯町大字八橋一三九一―七	株式会社鳥根銀行八橋出張所
〃	東伯郡赤碓町大字赤碓一〇三―四	赤碓簡易郵便局 川中敏子
平成八年十月一日	鳥取市五反田町三	鳥取県農業協同組合連合会鳥取支所
〃	倉吉市上井三二〇―一	鳥取県農業協同組合連合会倉吉支所
〃	西伯郡岸本町久古北山田一〇四七―一	鳥取県農業協同組合連合会畜産部米子駐在

鳥取県告示第七百八十九号

鳥取県収入証紙規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十七号）第十二条第一項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があったので、告示する。

平成八年十一月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
八橋交通安全協会会長	売りさばき場所	東伯郡東伯町大字八橋六六一	東伯郡東伯町大字八橋六四五	昭和四十七年六月十日
境港交通安全協会会長	〃	境港市上道町一八二五一一	境港市上道町一八九一一三	昭和五十一年四月二十六日
関金町農業協同組合	〃	東伯郡関金町大字大鳥居二一〇	東伯郡関金町大字大鳥居二〇一	昭和五十三年十一月一日
日本海信販株式会社	名 称	日本海信販株式会社 社長 矢谷允之	日本海信販株式会社	昭和五十五年十二月十八日
溝口地区交通安全協会	〃	溝口交通安全協会 日野郡溝口町溝口一四八一	溝口地区交通安全協会 日野郡溝口町溝口七四八一	昭和五十七年四月二日
中山一郎	〃	鳥取市湯所町二丁目五五一	鳥取市西町三丁目一〇一	平成元年六月二十日
財団法人鳥取県交通安全協会会長	〃	鳥取市安長一七七一三	鳥取市千代水二丁目八	平成三年三月二十九日
鳥取西部農業協同組合 境港市支所	〃	境港市渡町二二二五	境港市渡町一八九七	平成六年十月十一日
鳥取県職員労働組合西部支部 西部健康福祉センター分会	名 称	鳥取県職員労働組合西部支部 米子保健所分会	鳥取県職員労働組合西部支部 西部健康福祉センター分会	平成七年八月一日

鳥取県農業協同組合連合会本所	売りさばき場所	鳥取市末広温泉町七二四	鳥取市湖山町東五丁目二六一	平成七年八月二十日
倉吉信用金庫関金支店	〃	東伯郡関金町大字関金宿一三六一一〇	東伯郡関金町大字関金宿一四七一	平成七年八月二十一日
倉吉地区交通安全協会	〃	倉吉市清谷 倉吉警察署内	倉吉市清谷町一丁目一〇	平成八年二月二十八日
鳥取西部農業協同組合 溝口町支所	〃	日野郡溝口町溝口六八七	日野郡溝口町溝口三九二	平成八年四月一日
日本海信販株式会社	〃	鳥取市湖山町九七〇	鳥取市湖山町東四丁目五五	平成八年五月七日
鳥取県電気工業事業工業組合	〃	鳥取市湖山町九九八	鳥取市青葉町一丁目二〇	平成八年六月十三日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第九十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六條第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七條の二第一項の規定により告示する。

平成八年十一月二十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
自由民主党鳥取県第一選挙区支部	坂野重信	浜崎芳宏	鳥取市西町一丁目二二六	平成八年十一月一日	政党の支部 自由民主党 1以上の市町村の区域を単位とする
前土居かずやす後援会	安田孝雄	前土居京	八頭郡家町大字下峰寺一〇七―二	平成八年十一月七日	その他の政治団体
グループ「自由の風」	亀尾孝継	秦伊知郎	西伯郡西伯町大字福成六〇九	平成八年十一月十八日	〃

鳥取県選挙管理委員会告示第九十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があった旨の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成八年十一月二十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

政治団体の名称	異動事項	届出年月日	備考
自由民主党鳥取県衆議院比例区第一支部	新	平成八年十一月一日	政党の支部
自由民主党北条町支部	田熊 巖	平成八年十一月七日	〃
自由民主党鳥取市美保南支部	主たる事務所の所在地 鳥取市叶四四八	平成八年十一月十八日	〃
〃	代表者の氏名 中尾 享	〃	〃
〃	会計責任者の氏名 北浦郁夫	〃	〃
〃	会計責任者の氏名 田村竹治	〃	〃
山本庸生後援会	代表者の氏名 中村仲夫	平成八年十一月一日	その他の政治団体
林展正後援会	会計責任者の氏名 富山晴次	平成八年十一月五日	〃
旧	自由民主党鳥取県第一選挙区支部	平成八年十一月一日	政党の支部
〃	代表者の氏名 西尾義昭	〃	〃
〃	代表者の氏名 西垣光男	〃	〃
〃	代表者の氏名 寺地寿彦	〃	〃
〃	代表者の氏名 松本重則	〃	〃

鳥取県選挙管理委員会告示第百号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定に基づき、次の政治団体から解散の届出があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成八年十一月二十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
安田省二朗とみんなの会	田村 憲一	前田 政友	鳥取市富安二丁目二〇	平成八年十一月十一日	その他の政治団体
門脇正後援会	山根百太郎	加藤 敏美	西伯郡大山町平木九九	平成八年十一月十八日	〃

鳥取県選挙管理委員会告示第百一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定に基づき、政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成八年十一月二十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

◎その他の政治団体

期間 平成7年1月1日～同年12月31日
 政治団体の名称 安田省二朗とみんなの会
 報告年月日 平成8年11月11日
 （平成7年12月31日解散）

収入・支出の総額

1 収入総額 0円
 2 支出総額 0円

政治団体の名称 門脇正後援会
 報告年月日 平成8年11月18日
 （平成7年11月30日解散）

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 41,200円
 前年繰越額 0円
 本年収入額 41,200円
 (2) 支出総額 41,200円
 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

寄附（政党匿名寄附を除く）
 （内訳別掲）
 個人からの寄附 41,200円
 合 計 41,200円

【寄附の内訳】

個人からの寄附
 その他 41,200円

(2) 支出の内訳

政治活動費
 機関紙の発行
 その他の事業費 41,200円
 合 計 41,200円
 （うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出 0円）

公 告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定により、同法第10条第3項第3号イの生産事業者講習会を次のとおり開催する。

平成8年11月29日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

<p>1 受講対象者 配布の目的をもって種苗を採取し、又は育成する事業を行うとする者</p> <p>2 開催の日時及び場所 (1) 日時 平成9年1月17日(金) 午前9時から午後4時まで (2) 場所 八頭郡河原町大字稲常 鳥取県林業試験場</p> <p>3 科目及び時間 (1) 種苗に関する法令 2時間 (2) 種苗の産地及び系統に関する事項 2時間 (3) 種苗の生産技術に関する事項 2時間</p> <p>4 受講申込手続 所定の受講申込書を平成8年12月20日(金)までに住所地在を管轄する地方農林振興局を経由して知事に提出すること。</p> <p>5 受講手数料及び納付方法 受講手数料は12,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申込書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。</p> <p>6 携行品 筆記用具及び印章</p>	<p>正 次のとおりとする。 4 指定施業要件を定めない森林の所在場所 字塔田八九七</p>
<p>正 誤</p> <p>平成八年九月十三日付鳥取県告示第六百三十六号(保安林の指定予定について) 中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。</p> <p>頁 三 段 下 行 後ろから三 誤 次のとおりとする。</p>	